

一般社団法人 農産資源認証協議会 定款

第1章 総則

(名称)

第1条 当法人は、一般社団法人 農産資源認証協議会と称する。

2 当法人の英文名称は「Agricultural Resource Certification Council (略称、「ARC」)」と称する。

(主たる事務所)

第2条 当法人は、主たる事務所を東京都中央区日本橋本石町4丁目5番8号に置く。

(目的)

第3条 当法人は、再生可能エネルギー等の持続的な供給を実現するため、農産副産物のバイオマス燃料等の持続可能性に特化した第三者認証を整備・管理することで、当該バイオマス燃料等の発電事業者及び供給事業者等に、燃料等調達サプライチェーンのリスクアセスメントの実施及び利害関係者から信頼されるマネジメントシステムの構築のための環境を提供することを目的とする。

2 当法人は、前項の目的に資するため、次の事業を行う。

- (1) 農産資源認証規格の整備に係る事業
- (2) 農産資源認証規格の管理・運営に係る事業
- (3) 農産資源認証の普及に係る事業
- (4) 農産資源供給地における環境・社会リスクの調査に係る事業
- (5) 農産資源供給地への環境・社会・経済面の支援に係る事業
- (6) その他当法人の目的を達成するために必要な事業

(公告)

第4条 当法人の公告は、電子公告により行う。ただし、事故その他やむを得ない事由によって

電子公告による公告をすることができない場合は、官報に掲載する方法により行う。

第2章 会員 相違

(種別)

第5条 当法人の会員は当法人の目的に賛同して入会した次の正会員とし、正会員をもって一般社団及び一般財団法人に関する法律（以下「一般法人法」という。）上の社員とする。

(1) 正会員 : 法人、団体及び個人。

(入会)

第6条 会員となるには当法人所定の様式による申込みをし、理事会の承認を得るものとする。

(経費等の負担)

第7条 会員は、総会において別に定める会費を納入しなければならない。

(会員の資格喪失)

第8条 会員は、次の各号の一に該当する場合には、その資格を喪失する。

- (1) 退会したとき。
- (2) 死亡し、若しくは失踪宣告を受け、又は解散したとき。
- (3) 1年以上会費を滞納したとき。
- (4) 除名されたとき。
- (5) 社員総会の同意があったとき。

(退会)

第9条 会員は、いつでも退会することができる。ただし、1か月以上前に当法人に対して書面により退会を申し出るものとする。

(除名)

第10条 当法人の会員が、当法人の名誉を毀損し、若しくは当法人の目的に反する行為をしたとき、又は会員としての義務に違反したときは、社員総会の特別決議によりその会員を除名することができる。

(会員名簿)

第11条 当法人は、会員の氏名又は名称及び住所を記載した会員名簿を作成する。

(会員の資格喪失に伴う権利及び義務)

第12条 会員の資格を喪失したときは、当法人に対する会員としての権利を失い、義務を免れる。ただし、未履行の義務に関してはこれを免れることはできない。

(抛出金品の不返還)

第13条 第8条の規定より資格を喪失した会員がすでに納入した年会費は、返還しない。

第3章 社員総会

(社員総会)

第14条 当法人の社員総会は、定時社員総会及び臨時社員総会とし、定時社員総会は、毎事業年度の終了後3か月以内に開催し、臨時社員総会は、必要に応じて開催する。

(招集)

第15条 社員総会の招集は、理事会をもって決定し、代表理事が招集する。

2 社員総会の招集通知は、会日より7日前までに各社員に対して、文書をもって（電磁的方法も含む。）発しなければならない。

(議決権)

第16条 各社員は、各1個の議決権を有する。

(議長)

第17条 社員総会の議長は、代表理事がこれに当たる。代表理事が複数ある時は、代表理事の互選でこれを定める。代表理事に事故があるとき、あらかじめ理事会が定めた順序により他の理事がこれに当たる。

(決議)

第18条 社員総会は、次の事項について決議する。

- (1) 入会の基準並びに会費の金額
- (2) 会員の除名
- (3) 役員を選任及び解任
- (4) 役員報酬等の額又はその規定
- (5) 各事業年度の決算報告
- (6) 定款の変更
- (7) 解散
- (8) その他法令で定められた事項

(決議の方法)

第19条 社員総会の決議は、法令又は定款に別段の定めがある場合を除き、総社員の議決権の過半数を有する社員が出席し、出席した社員の議決権の過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は特別決議として、総社員の半数以上であって、総社員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

- (1) 会員の除名
- (2) 監事の解任
- (3) 定款の変更
- (4) 解散
- (5) その他法令で定められた事項

3 社員は、テレビ会議、電話会議又はインターネットを介した会議方式（以下「テレビ会議等」という。）を利用して、総会の審理及び決議に参加することができる。テレビ会議等により総会を開催する場合には、各社員の音声即時に他の出席者に伝わり、出席者が一堂に会すると同等に意見表明が互いにできるようにしなければならない。社員がテレビ会議等を

利用して総会の審理及び決議に参加した場合、当該社員は出席したものとみなす。

(代理・書面議決)

第20条 社員総会に出席できない社員は、他の社員を代理人として議決権の行使を委任することができる。

2 社員総会に出席できない社員は、書面又は電磁的方法により、決議事項についての議決権を行使できる。

(決議、報告の省略)

第21条 理事又は社員が、社員総会の決議の目的である事項について提案した場合において、その提案について社員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の社員総会の決議があったものとみなす。

2 理事が社員の全員に対し、社員総会に報告すべき事項を通知した場合において、その事項を社員総会に報告することを要しないことについて社員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときには、その事項の社員総会への報告があったものとみなす。

(議事録)

第22条 社員総会の議事については、法令の定めるところにより議事録を作成し、社員総会の日から10年間主たる事務所に備え置く。

2 議長及び社員総会において選出された議事録署名人2名は、前項の議事録に署名又は記名押印する。

第4章 役員

(員数)

第23条 当法人に次の役員を置く。

(1) 理事 3名以上

(2) 監事 1名

(選任等)

第24条 理事及び監事は、社員総会の決議によって選任する。

2 監事は、当法人の理事又は使用人を兼ねることができない。

(任期)

第25条 理事の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度に関する定時社員総会の終結の時までとし、再任を妨げない。

2 監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度に関する定時社員総会の終結の時までとし、再任を妨げない。

3 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。

4 理事及び監事は、辞任又は任期満了後において、定員を欠くに至った場合には、新たに選任された者が就任するまでは、その職務を行う権利義務を有する。

(代表理事の選定及び職務権限)

第26条 当法人は、代表理事1名以上を置き、理事の互選により定める。

2 代表理事は、当法人を代表し、当法人の業務を統括する。

(監事の職務権限)

第27条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

(役員報酬等)

第28条 役員報酬、賞与その他の職務執行の対価として当法人から受ける財産上の利益は、社員総会の決議をもって定める。

2 理事及び監事には、その職務を行うために要する費用の支払いをすることができる。

(取引の制限)

第29条 理事が次に掲げる取引をしようとする場合には、当該取引をする理事を除く理事会において、その取引について重要な事実を開示し、その承認を受けなければならない。

(1) 自己又は第三者のためにする当法人の事業の部類に属する取引

(2) 自己又は第三者のためにする当法人との取引

(3) 当法人がその理事の債務を保証することその他理事以外の者との間における当法人と
その理事との利益が相反する取引

(責任の一部免除)

第30条 当法人は、役員的一般法人法第111条第1項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、理事会の決議によって、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として、免除することができる。

第5章 理事会

(構成)

第31条 当法人に理事会を置く。

2 理事会は、全ての理事をもって構成する。

(権限)

第32条 理事会は、この定款に別に定めるもののほか、次の職務を行う。

(1) 社員総会の日時及び場所並びに議事に付議すべき事項

(2) 規則等の制定、変更及び廃止に関する事項

(3) 当法人の業務執行の決定

(4) 理事の職務の執行の監督

(5) 代表理事の選定及び解職

(招集)

第33条 理事会は、代表理事が招集する。

2 代表理事が欠けたとき又は代表理事に事故があるときは、あらかじめ理事会が定めた順序により他の理事が招集する。

3 理事及び監事の全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで理事会を開催することができる。

(議長)

第34条 理事会の議長は、代表理事がこれに当たる。代表理事が複数ある時は、代表理事の互選でこれを定める。

(決議)

第35条 理事会の決議は、この定款に別段の定めがある場合を除き、議決に加わることができる理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、一般法人法第96条の要件を満たすときは、当該提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。

3 理事は、テレビ会議、電話会議又はインターネットを介した会議方式（以下「テレビ会議等」という。）を利用して、理事会の審理及び決議に参加することができる。テレビ会議等により理事会を開催する場合には、各理事の音声が即時に他の出席者に伝わり、出席者が一堂に会するのと同等に意見表明が互いにできるようにしなければならない。理事がテレビ会議等を利用して理事会の審理及び決議に参加した場合、当該理事は出席したものとみなす。

(報告の省略)

第36条 理事又は監事が理事及び監事の全員に対し、理事会に報告すべき事項を通知したときは、その事項を理事会に報告することを要しない。ただし、一般法人法第91条第2項の規定による報告については、この限りでない。

(議事録)

第37条 理事会の議事については、法令の定めるところにより議事録を作成する。

2 議長及び監事は、前項の議事録に署名又は記名押印する。

(理事会規則)

第38条 理事会の運営に関し必要な事項は、法令又はこの定款に定めるもののほか、理事会の規則で定める。

第6章 委員会及び事務局等

(委員会)

第39条 当法人は、必要に応じて、理事会の決議により代表理事が各種委員会を設置するものとする。

2 各種委員会の運営に関し必要な事項は、理事会により別途定める。

(事務局)

第40条 当法人は、当法人の事務を処理するために事務局を設置する。

2 事務局の組織及び運営等に関し必要な事項は、理事会により別途定める。

3 事務局長の任免は、理事会の承認を得て、代表理事が行う。

第7章 基金

(基金の拠出等)

第41条 当法人は、社員又は第三者に対し、一般法人法第131条に規定する基金の拠出を求めることができるものとする。

2 基金の募集、割当て及び払込み等の手続きについては、理事会が決定するものとする。

3 拠出された基金は、基金拠出者と合意した期日までは返還しない。

4 基金の拠出者に対する返還は、返還する基金の総額について社員総会における決議を経た後、理事会が決定したところに従って行う。

第8章 計算

(事業年度)

第42条 当法人の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までの年1期とする。

(事業計画及び収支予算)

第43条 当法人の事業計画及び収支予算については、直近の社員総会において承認を得るものとする。

2 前項の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、代表理事は、社員総会の決議に基づき、予算成立の日まで前年度の予算に準じ収入を得又は支出することができる。

3 前項の収入支出は、新たに成立した予算の収入支出とみなす。

(剰余金の分配の禁止)

第44条 当法人の剰余金は、これを一切分配してはならない。

第9章 雑則

(規定等)

第45条 本定款に定めるもののほか当法人の運営上必要な事項は、一般法人法その他の法令に従い、理事会が別に定めるものとする。

(定款の変更)

第46条 本定款は、社員総会における、総社員の半数以上であって、総社員の議決権の3分の2以上に当たる多数の決議によって変更することができる。

(解散)

第47条 当法人は、社員総会における、総社員の半数以上であって、総社員の議決権の3分の2以上に当たる多数の決議その他法令に定める事由によって解散する。

(残余財産の帰属)

第48条 当法人が清算をする場合において有する残余財産は、社員総会の決議を経て、当法人と類似の事業を目的とする他の公益法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

附則

第49条 当法人の最初の事業年度は、当法人成立の日から令和4年3月31日までとする。

第50条 第7条の規定にかかわらず、設立当初の会員の会費は以下のとおりとする。

(1) 正会員： 1,000,000円

附則

この定款は令和4年6月24日から施行する。